

## 「労働組合は必要だ！」 JR採用の仲間が加入！



### 新たな仲間と 共にがんばろう！

2. 追加支給は2020年12月11日までに支払うこと。

# 年末手当に追加支給を求める

## 本部申42号で0.8ヶ月分の追加支給を求める！

中央本部は11月13日、申41号「2020年度年末手当に関する申し入れ」の3回目の団体交渉に臨み、

このような状況下において組合員や社員からは

中央本部は年末手当の追加支給を求め、11月16日に申42号として2020年度年末手当に追加支給を求める申し入れを提出しました。

経営側より「基準内賃金の2.2ヶ月分」とする回答を受けました。昨年年度と比較して0.98ヶ月分、約33万円も引き下げられ、要求した3.0ヶ月分から大きく乖離した低額回答でした。夏・冬の年間合計では1.475ヶ月分の減、金額にして約50万円もの減額となります。赤字決算の中、労使で難局を乗り越えていこうとしているときに、JR労働者の生活費でもある期末手当を抑制し、人件費・賞与だけでコストコントロールすることは受け入れられません。現場では以前と変わることなく業務を担っているうえ、コロナ禍において感染防止対策としての消毒作業をはじめ、プライベートにおいても家族を含めて感染予防に努めるなどJR労働者の負担は増えています。

「2.2ヶ月」の年末手当回答に対する不満と、生活への不安の声が多数寄せられています。

延べ件数 約730件  
支払総額 約237万円

## 「コロナ禍・赤字の中での企業活動を質す」

11月20日に開催される設備関係現場長会議について、新支設企第360号(2020年11月16日)により「温泉旅館」での一泊会議として、「宿泊費は会社負担」とする旨の示達が行われました。

そのような中で変更された設備関係現場長会議は、現場において費用をゼロベースで見直すなどのコストダウンを含め必死に努力をしている社員に理解を得られるとはいえず、新潟県に多くの社員から疑問の声が寄せられています。

4. 回答は2020年11月24日までに言うこと。

## 8号 申28号 未払い賃金の支払いを実現！ 社員説明への会社姿勢を指摘

新潟県本部は10月26日、申28号 長岡運輸区の現車走行訓練における未払い賃金の清算を求め、申し入れの団体交渉を行いました。長岡運輸区の現車走行訓練で発生していた未払い賃金の清算を求め申し入れていたものです。

支社側は「払う」「払わない」について把握していないが社員の声に基づき調査を行ったとしました。対象社員に対して丁寧な説明をしたとする支社側に対し、現場では総額しか教えていないことを指摘しましたが、支社からは現場長に対して訂正前の労働時間と支払うべき金額を示し、訂正後についてはトータルで話したと回答、現場には詳細な情報を渡していないことが明らかになりました。

詳細の説明が無ければ正しいか確かめようがないと指摘したものの、支社側は金額を知らせるだけで十分であり、何分なのかを知らせる必要はないと繰り返しました。対象社員への説明を1人ひとり行った職場がある一方で、掲示を行ったのみで「質問があれば管理者に聞きに来るように」とした箇所もあることについては、現場長の判断であり、現場長の判断であり、問題ないとしていました。

2. 当社の経営状況を踏まえ、社員が業務において持つべき心構え及び行動指針について新潟支社の考え方を明らかにすること。

◆ 地本交渉団は、職場での社員の問い合わせに対して現場管理者が「支払われない」と答えていた事実を述べ、現場管理者が支払いの有無を判断できるのか質しました。

◆ 新支設企第2336号(2020年8月26日)で示達された、新潟研修センターを会場とする日帰りの会議を急遽変更したものです。

◆ 新潟支社の社員は新型コロナウイルスが猛威を振るう中でも、第2四半期決算にみられるJR東日

◆ 新支設企第360号により会議を新潟研修センターでの日帰りから、温泉旅館での一泊に変更している理由及び必要性を明らかにすること。

◆ 新支設企第360号により会議を新潟研修センターでの日帰りから、温泉旅館での一泊に変更している理由及び必要性を明らかにすること。

◆ 具体的には、今回の訓練では9時45分に現車集合だったものを9時32分開始、13時56分終了で計算したとしました。

◆ 賃金遡及で3年間さかのぼり、現車訓練で3ヶケスのほか、車両センターでの訓練の4ヶケスを含め最大で7ヶケスが対象であると明らかにしました。

◆ 現車走行訓練に参加した社員について、アルコール検査から集合場所までの労働に対する賃金の支払いを求めました。

◆ 支社側は、労働時間の一部が付与されていないことが判明したため、賃金遡及の取り扱いに則り、賃金を追給するとの回答を行いました。

◆ 現車走行訓練に参加した社員について、アルコール検査から集合場所までの労働に対する賃金の支払いを求めました。

◆ 具体的には、今回の訓練では9時45分に現車集合だったものを9時32分開始、13時56分終了で計算したとしました。

◆ 賃金遡及で3年間さかのぼり、現車訓練で3ヶケスのほか、車両センターでの訓練の4ヶケスを含め最大で7ヶケスが対象であると明らかにしました。

◆ 現車走行訓練に参加した社員について、アルコール検査から集合場所までの労働に対する賃金の支払いを求めました。

◆ 現車走行訓練に参加した社員について、アルコール検査から集合場所までの労働に対する賃金の支払いを求めました。

◆ 具体的には、今回の訓練では9時45分に現車集合だったものを9時32分開始、13時56分終了で計算したとしました。

◆ 賃金遡及で3年間さかのぼり、現車訓練で3ヶケスのほか、車両センターでの訓練の4ヶケスを含め最大で7ヶケスが対象であると明らかにしました。

◆ 現車走行訓練に参加した社員について、アルコール検査から集合場所までの労働に対する賃金の支払いを求めました。

◆ 現車走行訓練に参加した社員について、アルコール検査から集合場所までの労働に対する賃金の支払いを求めました。

◆ 具体的には、今回の訓練では9時45分に現車集合だったものを9時32分開始、13時56分終了で計算したとしました。

◆ 賃金遡及で3年間さかのぼり、現車訓練で3ヶケスのほか、車両センターでの訓練の4ヶケスを含め最大で7ヶケスが対象であると明らかにしました。

◆ 現車走行訓練に参加した社員について、アルコール検査から集合場所までの労働に対する賃金の支払いを求めました。

◆ 現車走行訓練に参加した社員について、アルコール検査から集合場所までの労働に対する賃金の支払いを求めました。

